

次世代校務DX環境整備支援業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

滋賀県教育委員会（以下「滋賀県」という。）および滋賀県内の各市町村教育委員会（以下「県内市町」という。）では、複数の統合型校務支援システムが導入・運用されているため市町間の人事異動において操作方法を繰り返し習得が必要であること、帳票が統一できていないことにより業務効率化の阻害要因となっている。

これらの課題を解決するため、滋賀県では令和8年度における市町統一の統合型校務支援システムの調達実現に向けて、次期システムに係る全体計画の策定および現行システムの現状把握、各自治体と既存事業者との調整、セキュリティポリシーの見直しにより次世代校務DXを推進する。

上記業務について、民間業者の企画力や技術力、ノウハウを活用して実施するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 契約期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 スケジュール（予定）

令和8年4月1日（水） 公告
令和8年4月13日（月） 質問書受付締切り
令和8年4月17日（金） 質問回答期限
令和8年4月24日（金） 企画提案書受付締切り
令和8年5月11日（月） プロポーザル審査会・契約予定者決定

5 予定価格

11,557,810円（消費税および地方消費税を含む）

6 参加資格および参加者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止規準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められ、参加申込み時および事業採択時において競争入札参加資格者名簿に登録されている者で次に掲げる者。

○ 営業種目 大分類：02 役務 中分類：10 情報処理

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わ

ないことがある。

滋賀県物品・役務調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

(5) その他参加する者に必要な資格

過去3か年（令和5年度から令和7年度まで）に、都道府県域における市町村向けの統合型校務支援システムの統一導入にかかる同種または類似する業務（●●県域統合型校務支援システム共同調達に係るコンサルティング業務等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。

(6) 本プロポーザルは公募型とする。

7 事前説明会の開催

開催しない

8 質問および回答

(1) 質問方法：質問票（様式1）に質問内容を記入し、電子メールにより、13で示す場所へ提出すること。なお、質問票（様式1）を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限：令和8年4月13日（月）正午まで

(3) 回答方法：質問はすべてまとめて、滋賀県ホームページ（ホーム > 事業者の方 > お知らせ・注意）に掲載する。

(4) 回答期限：令和8年4月17日（金）17時を目途に回答する。

9 企画提案提出期限等について

(1) 提出期限

令和8年4月24日（金）17時まで（必着）

(2) 提出物

ア 企画提案書（様式2および任意様式による企画提案）

※企画提案書にはいずれかの箇所に参加者の記名、押印を必要とする。

※別記に定める「企画提案記載項目」に基づき、実施する業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。

※企画提案書は、「企画提案記載項目」に記載されている順に編集し、提案書のどこに記載されているかが分かるように、項番および項目を提案書の該当ページ右上にわかりやすく明示すること。

※企画提案の様式は任意とするが、A4版で作成し、表紙および目次を除き、片面で30枚以内（両面の場合は15枚以内）とすること。

※企画提案書の提出をもって本プロポーザルへの参加申込みとする。

イ 上記提出物のデータを格納したCD-ROM

(3) 提出部数

企画提案申請に係る書類を6部（原本1部および写し5部）およびデータを格納したCD-ROMを提出すること。

(4) 提出場所・方法

13で定める提出先へ持参または郵送にて提出すること。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法とし、(1)で定める提出期限までに到着したも

のみに限り受け付ける。

(5) その他

- ・提案件数は、1 団体につき 1 件とする。
 - ・企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。
- ア 提案に対して不正があったとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 必要事項が確認できないとき
- エ 必要事項が記載されていないとき
- オ その他、公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき
- ・提出された企画提案書について、県から質問し、補足説明を求めることがある。
 - ・受理後の企画提案書等は、加筆、訂正、差し替え等内容変更は一切認めない。

10 プロポーザル審査会の日時、場所

(1) 審査会の日時

令和 8 年 5 月 11 日（月）

- ・プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に連絡する。

(2) 審査会の場所

滋賀県庁 4 階 教育委員会室（予定）

(3) 審査委員の人数

3 名

(4) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 30 分以内 評価委員からの質疑 20 分以内

(5) 参加人数

2 名以内とする。

11 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法と契約予定者の決定方法

滋賀県教育委員会事務局教育総務課が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、別記に定める「企画提案記載項目」に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーション内容の評価により選考する。

審査は、「企画提案記載項目」に定める基準に基づき行い、項番 1～8 の採点は審査委員が行い、審査委員の平均点（小数点以下切り上げ）をもって最終的な合計点を決定する。各項目の配点の合計点を算定した後、次の方法で契約予定者を決定する。

ア 合計点の高い提案者から順位を付け、第 1 位の提案者を契約予定者とする。

イ 合計点が高点の提案者があるとき

①合計点から費用に係る配点を除いた点数が高い提案者から順次上位の順位を付ける。

②合計点から費用に係る配点を除いた点数が同じ場合、「見積価格」の合計額が低い者から順次上位の順位を付ける。

ウ 合計点から費用に係る配点を除いた点数および「見積価格」の合計額が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。

なお、くじを引かない参加資格者があるときは、執行事務に関係のない県職員に、これに代わってくじを引かせ順位を決定する。

ただし、合計点が満点の6割に満たない場合は、契約候補者とししない。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に審査結果（企画提案の採否）を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記(1)および(2)により選定した契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等により、企画提案書の内容について、一部変更することがある。

12 その他留意事項

- ・企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- ・提案された書類は、一切返却しない。
- ・企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- ・本業務の取組状況や成果については、県のホームページ等で公表する場合がある。
- ・委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。
- ・本業務は、滋賀県の監査委員等の検査対象となる場合があるので、事業者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告や説明責任を果たすこと。

13 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課 教育ICT化推進室（担当：岩佐）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-4518 Mail:scict@pref.shiga.lg.jp

別記

企画提案記載項目

項番	項目		企画提案書に記載する内容・評価項目	評価内容	評価点
	大項目	小項目			
1	基本事項	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の概要（設立時期、資本金等、従業員数、業務概要の内容） 過去に実施した類似事業の実績（過去3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日の期間に受託した事業に限る）の類似実績） 	事業者の概要、過去実績から、本業務の実現を期待できる内容が示されているか。	10
2		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務を担当する組織体制や委託業務担当者に係る当該業務遂行に必要な専門性、目的を達成するための手法・考え等 	十分に業務が遂行できる人員配置になっており、具体的に示されているか。	10
3	事業内容	①	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県および県内市町の状況調査 	仕様書で示した事業内容を達成できるものであるか。また、県および市町の負担軽減を踏まえた、事業効果を高めるための独自の工夫や独創的な提案が含まれているか。	10
4		②	<ul style="list-style-type: none"> 次世代校務DXにかかる会議の運営 		10
5		③	<ul style="list-style-type: none"> 統合型校務支援システム調達の運営支援 		10
6		④	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県および県内市町の契約の進捗確認、支援 		10
7		⑤	<ul style="list-style-type: none"> 定例報告、その他打ち合わせの実施 		10
8	追加	—	<ul style="list-style-type: none"> その他提案可能なものがあれば記載 	追加で提案した内容が事業内容を達成できるものとして期待できる提案か。	5
9	概算見積	—	<ul style="list-style-type: none"> 別紙「概算見積要求項目書」に示す内容 	予定価格内（税込み）で見積価格は低額か。 予定価格を基準に算出 <ul style="list-style-type: none"> ・80%未満 <ul style="list-style-type: none"> ・満点 ・80%～85%未満 <ul style="list-style-type: none"> ・満点の80%の点 ・85%～90%未満 <ul style="list-style-type: none"> ・満点の60%の点 ・90%～95%未満 <ul style="list-style-type: none"> ・満点の40%の点 ・95%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・満点の10%の点 	15

項番	項目		企画提案書に記載する内容・評価項目	評価内容	評価点
	大項目	小項目			
10	県内事業者優先発注		県内事業者または準県内事業者であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者である。 ・ 4点 ・準県内事業者である。 ・ 2点 ・県外事業者である。 ・ 0点 	4
11	社会政策面評価		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録・認定・届出等がある。 ・ 1点 ・登録・認定・届出等がない。 ・ 0点 	1
12			次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
13			高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
14			<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>		1
15			「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1

項番	項目		企画提案書に記載する内容・評価項目	評価内容	評価点
	大項目	小項目			
16			<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>		1
総合点					100